

## 「判例研究」の履修手続について

以下のとおり手続を進めますので、締切日を厳守して、履修手続をするようにしてください。

### ■判例研究履修手続きのスケジュール

		前期	後期
1	指導を希望する教員の承諾を得る期限	4月27日（月）	10月9日（金）
2	判例研究履修申請期限※	4月30日（木）	10月16日（金）
3	判例研究報告会用報告タイトル等届出期限※	5月27日（水）	11月25日（水）
4	判例研究報告会 （変更の可能性あり）	7月7日（火）3～4限 （予備日）7月14日（火）4限	1月15日（金）2～4限 （予備日）1月19日（火）4限
5	判例研究提出期限※	7月27日（月）	1月25日（月）

注)

- ・※の手続は、LMSコース「法学類生 Web 手続窓口」にて行う。
- ・Q1またはQ3の履修登録期間に「判例研究」の履修登録を忘れないこと。
- ・「判例研究」のための授業時間は時間割表の中に固定的に組み入れられていないので、適宜指導教員の指示に従うこと。

#### 【LMSコースへのアクセス方法】

アカンサスポータル>教学>LMSコース(WebClass)>

人間社会学域>法学類>法学類生 Web 手続窓口>判例研究

## 1. 指導を希望する教員の承諾を得る

- ・以下の一覧から指導を希望する教員を選び、期限までに教員の承諾を得ること。

### <2020（令和2）年度 判例研究の指導が可能な教員について>

憲法	:	山崎（2名）・ <u>稲葉（2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】）</u>
行政法	:	長内（2名）
税財政法	:	平川（2名）
国際法	:	稲角（2名）
刑法	:	永井（2名）
刑事訴訟法・刑事政策	:	大貝（2名）【後期のみ】
労働法	:	早津（2名）
社会保障法	:	石田（2名）
民法	:	合田（2名）・石尾（2名）・ <u>宮本（2名【所属ゼミ生のみ受入れ可】）</u>
商法	:	村上（2名）・脇田（2名）
民事訴訟法	:	福本（2名）
経済法	:	洪（2名）
国際私法・国際取引法	:	羽賀（2名）
知的財産法	:	大友（2名）

※（ ）の数字は、各学期に指導可能な人数を表示。

## 2. 判例研究履修申請

- ・アカンサスポータル>教学>LMS コース（WebClass）>人間社会学域>法学類>法学類生 Web 手続窓口>判例研究>判例研究履修申請から、期限までに必要事項を入力すること。

## 3. 判例研究報告会用報告タイトル等届出

- ・アカンサスポータル>教学>LMS コース（WebClass）>人間社会学域>法学類>法学類生 Web 手続窓口>判例研究>判例研究報告会用報告タイトル等届出から、期限までに必要事項を入力すること。本届出を受けて、法学類教務委員会で報告順等を決定する。

※届出内容：報告者氏名、指導担当教員名、報告タイトル（原則として、最終的に提出する「判例研究」論稿表題と同一のもの）、対象判例（典拠共）、司会者氏名

## 4. 判例研究報告会

### ①目的

- i) 指導教員以外の教員、学生を前にして報告することを念頭において「判例研究」を執筆することにより、その水準を高める。

ii) 口頭での報告を練り上げ、予想される質問への応答を考えることにより、いわゆるプレゼン能力あるいはコミュニケーションスキルの涵養に資する。

## ②報告会

i) レジユメを持参（総合法学コース所属学生数+10程度印刷）し、報告時に配布すること。

### ※レジユメ作成時の注意

- ・ A4サイズ1頁程度で事案の概要・判旨・関連判例・論点を簡潔に纏めること
- ・ 「判例研究」の全体像が理解され易いか、報告時間内に論旨を十分展開できる範囲に論点が絞り込まれているか、に配慮すること

ii) 1報告者あたりの時間は30分とする（報告時間20分・質疑応答時間等10分）。

iii) 司会者は、まず報告者の紹介をし、報告後に報告内容の要約を行い、質疑に移ること。

### ※別添司会要領参照

## 5. 判例研究提出（執筆・提出要領について）

①論稿は、次の要領で作成すること。

（ア）原稿はA4判横書き、40字×35行を原則とする。

（イ）本文にはページ数を記入すること。

（ウ）表紙には、表題・主たる研究対象裁判例（出典）・氏名・名列番号・学籍番号・指導教員名・提出年月日を記入すること。

②論稿は、電子媒体（PDF原稿）にて提出すること。

③以下の提出期限を厳守すること。ネットワークの不調など不測の事態が起こりうるため、期限より前に提出することが望ましい。

### **【提出期限】※厳守**

**前期履修登録者 2020（令和2）年 7月27日（月）**

**後期履修登録者 2021（令和3）年 1月25日（月）**

### **【提出場所】**

**アカンサスポータル>教学>LMSコース（WebClass）>人間社会学域>法学類>  
法学類生 Web 手続窓口>判例研究>判例研究提出窓口**

④判例研究の判定結果は、他の授業科目と同様に、S・A・B・C・不可で表示し、合格者には2単位を与える。

⑤論稿提出時にPDF原稿による公開を承諾した場合は、ダウンロード可能な状態でLMSコース上に5年間公開される。公開を承諾しない場合でも、判例研究題名及び著者名はLMSコース上に5年間公開される。

## 総合法学コース判例研究報告会・司会要領

各報告の司会を担当する皆さんには、本要領を参照の上、報告者にも参集者にも、そして自身にとっても有意義な報告会となるよう、ご協力をお願いします。

### 1：基本的な心構え

司会と進行を混同しないようにしましょう。単に、報告者に報告開始を促し、参集者に質問はないかと尋ねるに過ぎないのでは、不十分です。

### 2：事前の準備

- (1) 研究報告の対象となっている判例と報告者が扱う問題点の双方について、可能な範囲でかまいませんので、概略を把握してください。
- (2) 次に、当日までに必ず、報告者とアポイントを取り、報告の流れ（時間配分等）を確認するとともに、質疑時間の進行方法について打ち合わせをし、報告者が応答しやすいように、ある程度、議論の流れを想定しておきましょう。

### 3：当日

- (1) 総合司会者から司会を任された後、参集者に報告者を紹介して、報告者に報告を開始してもらいましょう。
- (2) 報告中は、ただ漫然と聞いているのではなく、事前に確認した流れをフォローするとともに、報告者の様子、参集者の反応などを見ながら、質疑に備えてください。
- (3) 報告終了後、司会者が報告のポイントを1分程度で説明してから、質疑に入る旨、宣言してください。その際、①発言を求める場合は挙手すること、②発言に先立って学年と名前を告げること、に注意を促すとともに、③発言は、報告に対する質問だけでなく、発言者の意見の表明、感想（単なる印象は不可）でも良い旨、一言添えてください。
- (4) 質疑への応答は、直ちに報告者に振って、差し支えありません。
- (5) 発言が少ない場合は、総合法学コースに所属する学生に発言を促してください。必要であれば、報告者と相談して、指定発言者ないし協力者を予め用意しておくのも、あるいは有効かもしれません。
- (6) 質疑の終わりに、指導教員または専門の近い先生で出席されている方に発言を求めてください。
- (7) 報告会の時間帯が限られているので、時間厳守をお願いします。